

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5911876号
(P5911876)

(45) 発行日 平成28年4月27日(2016.4.27)

(24) 登録日 平成28年4月8日(2016.4.8)

(51) Int.Cl.

G06F 21/44 (2013.01)
H04L 9/32 (2006.01)

F 1

G06F 21/44
H04L 9/00 673C

請求項の数 14 (全 8 頁)

(21) 出願番号 特願2013-536530 (P2013-536530)
 (86) (22) 出願日 平成23年10月28日 (2011.10.28)
 (65) 公表番号 特表2013-544003 (P2013-544003A)
 (43) 公表日 平成25年12月9日 (2013.12.9)
 (86) 國際出願番号 PCT/KR2011/008160
 (87) 國際公開番号 WO2012/057577
 (87) 國際公開日 平成24年5月3日 (2012.5.3)
 審査請求日 平成26年10月28日 (2014.10.28)
 (31) 優先権主張番号 10-2010-0107317
 (32) 優先日 平成22年10月29日 (2010.10.29)
 (33) 優先権主張国 韓国 (KR)

(73) 特許権者 503447036
 サムスン エレクトロニクス カンパニー
 リミテッド
 大韓民国・443-742・キョンギード
 ・スウォンーシ・ヨントンク・サムスン
 一ロ・129
 (74) 代理人 100110364
 弁理士 実広 信哉
 (72) 発明者 ボギョン・カン
 大韓民国・キョンギード・443-714
 ・スウォンーシ・メタン・3-ドン・(番
 地なし)・リムワン・アパート・#1-6
 07

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】記憶装置、記憶装置の認証方法及び認証装置

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

ホスト装置による記憶装置の認証方法であって、
 複数の符号化された個別IDを格納した記憶装置から前記複数の符号化された個別ID
 のうち一つの符号化された個別IDを受信するステップと、
 前記符号化された個別IDを復号化するステップと、
 個別IDに対応する認証情報を前記記憶装置から受信するステップと、
 前記認証情報を用いて前記復号化された個別IDを検証するステップと、を含むことを
 特徴とする記憶装置の認証方法。

【請求項 2】

前記複数の符号化された個別IDは、複数の使用用途に対応することを特徴とする請求
 項1に記載の記憶装置の認証方法。

【請求項 3】

前記認証情報は、前記復号化された個別IDを暗号化アルゴリズムを通して暗号化する
 ことで生成されたデータを用いて検証されることを特徴とする請求項1に記載の記憶装置
 の認証方法。

【請求項 4】

前記認証情報は、前記復号化された個別IDを暗号化アルゴリズムを通して暗号化する
 ことで生成されたデータとの比較を通して検証されることを特徴とする請求項1に記載の
 記憶装置の認証方法。

10

20

【請求項 5】

前記検証が失敗した場合、前記記憶装置の認証を中断するステップをさらに含むことを特徴とする請求項 1 に記載の記憶装置の認証方法。

【請求項 6】

記憶装置を認証するためのホスト装置であって、

複数の符号化された個別 ID を格納した記憶装置から前記複数の符号化された個別 ID のうち一つの符号化された個別 ID を受信し、前記符号化された個別 ID を復号化する ID デコーダと、

個別 ID に対応する認証情報を前記記憶装置から受信し、前記認証情報を用いて前記復号化された個別 ID を検証する認証処理部(Authenticator)と、を含むことを特徴とするホスト装置。10

【請求項 7】

前記複数の符号化された個別 ID は、複数の使用用途に対応することを特徴とする請求項 6 に記載のホスト装置。

【請求項 8】

前記認証情報は、前記復号化された個別 ID を暗号化アルゴリズムを通して暗号化することで生成されたデータを用いて検証されることを特徴とする請求項 6 に記載のホスト装置。20

【請求項 9】

前記認証情報は、前記復号化された個別 ID を暗号化アルゴリズムを通して暗号化することで生成されたデータとの比較を通して検証されることを特徴とする請求項 6 に記載のホスト装置。20

【請求項 10】

前記認証処理部は、前記検証が失敗した場合、前記記憶装置の認証を中断することを特徴とする請求項 6 に記載のホスト装置。

【請求項 11】

ホスト装置で記憶装置を認証するために使用される情報の前記記憶装置からの伝送方法であって、

前記記憶装置に格納された複数の符号化された個別 ID のうち一つの符号化された個別 ID をホスト装置に伝送するステップと、30

個別 ID に対応する認証情報を前記ホスト装置に伝送するステップと、を含み、

前記認証情報は、前記個別 ID を暗号化アルゴリズムを通して暗号化することで生成されることを特徴とする伝送方法。

【請求項 12】

前記複数の符号化された個別 ID は、複数の使用用途に対応することを特徴とする請求項 11 に記載の伝送方法。

【請求項 13】

記憶装置であって、

複数の符号化された個別 ID を格納する EID (Encoded Identifier) 領域と、

前記複数の符号化された個別 ID のうち一つの符号化された個別 ID をホスト装置に伝送し、個別 ID に対応する認証情報を前記ホスト装置に伝送するように構成されたコントローラと、を含み、40

前記認証情報は、前記個別 ID を暗号化アルゴリズムを通して暗号化することで生成されることを特徴とする記憶装置。

【請求項 14】

前記複数の符号化された個別 ID は、複数の使用用途に対応することを特徴とする請求項 13 に記載の記憶装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、不揮発性記憶装置に関し、特に不揮発性記憶装置の認証方法及び装置に関する。

【背景技術】

【0002】

デジタル著作権管理(Digital Rights Management: DRM)技術、SD(Secure Digital)カードのためのCPRM(Content Protection for Recordable Media)技術及びブルーレイ(Blue-ray)ディスクのためのAACS(Advanced Access Content System)技術では、公開キー基盤(Public Key Infrastructure: PKI)のような暗号技術(cryptographic technology)を用いて記憶装置の認証を遂行する。

一般的に記憶装置は、記憶装置自らのセキュリティ(Security)用途に関係なく固有な識別子を使用する。記憶装置が、上記のような認証手順によって適合しない保存媒体であると判別されると、別途の手順を通じて該当記憶装置は廃棄される。

SDカードのCPRM技術、ブルーレイディスクのためのAACS等の技術が提案する機器認証方法は、保存媒体の生産当時に、読み取り専用領域(Read-Only Area)として指定された位置に任意の識別子(Identifier)を格納し、暗号スキーム(Cryptographic Scheme)を適用して機器認証及びコンテンツ保護などに使用する方法である。

しかしながら、以後、記憶装置の不正使用により識別子を廃棄する場合、記憶装置(例えば、SDカード、ブルーレイディスク)をいかなる用途としても活用できなくなる問題点が発生する。

これによって、記憶装置の各種用途によって、識別子を提供する方法が要求される。

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

本発明の目的は、少なくとも上述した問題点及び/又は不都合に取り組み、少なくとも以下の便宜を提供することにある。すなわち、本発明の目的は、記憶装置の用途によって識別子を多様に提供して、識別子別に個別的に認証を遂行する記憶装置と、その記憶装置の認証方法及び装置を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0004】

上記のような目的を達成するために、本発明の実施形態の一態様によれば、記憶装置の認証方法を提供する。上記方法は、上記記憶装置を認証するための認証装置が上記記憶装置にEID(Encoded IDentifier)を要請するステップと、上記要請に対応して上記認証装置が上記記憶装置からEIDを受信するステップと、上記受信したEIDを復号化して元来のID情報を復元するステップと、上記記憶装置から受信したID認証情報を用いて上記ID情報に含まれた上記記憶装置の使用用途に対応する個別ID情報を検証するステップと、を含み、上記ID情報は、前記記憶装置の使用用途に対応する複数個の個別ID情報を含むことを特徴とする。

【0005】

本発明の実施形態の他の態様によれば、記憶装置を認証するための認証装置を提供する。上記認証装置は、記憶装置を認証するための認証装置が上記記憶装置にEID(Encoded IDentifier)情報を要請し、上記要請に対応して上記認証装置が上記記憶装置からEIDを受信し、上記受信したEIDを復号化して元来のID情報を復元するIDデコーダと、上記記憶装置から受信したID認証情報を用いて上記ID情報に含まれた上記記憶装置の使用用途に対応する個別ID情報を検証する認証処理部(Authenticator)と、を含み、上記ID情報は、上記記憶装置の使用用途に対応する複数個の個別ID情報を含むことを特徴とする。

【0006】

本発明の実施形態のさらに他の態様によれば、記憶装置を提供する。上記記憶装置は、上記記憶装置の特定領域に位置し、上記記憶装置の固有な識別のためのEID(Encoded IDentifier)を格納するEID領域と、上記ID情報を検証するための情報を含むID認証

10

20

30

40

50

情報と、上記 E I D と上記 I D 認証情報が上記記憶装置の認証を遂行する認証装置に伝達されるように制御するコントローラと、を含み、上記 I D 情報は、上記記憶装置の使用用途に対応する複数の個別 I D 情報を含むことを特徴とする。

【発明の効果】

【0007】

本発明は、記憶装置の用途によって識別子を多様に提供し、識別子別に個別的に認証を遂行する。これによって記憶装置の特定用途の識別子が認証に失敗した場合、該当記憶装置を全体的に使用できなくなる代わりに、認証に失敗した特定用途の機能だけを個別的に廃棄することができる。これによって記憶装置の特定用途の機能が廃棄されても、他の用途で記憶装置を継続使用することができるようにして記憶装置の活用性を高める効果がある。また本発明の記憶装置は、このような多様な識別子に対する認証手順を同じ認証装置(I D デコーダ)を用いて同じ方式で遂行することができる。

本発明による実施形態の上記及び他の態様、特徴、及び利点は、添付の図面と共に述べる以下の詳細な説明から、一層明らかになるはずである。

【図面の簡単な説明】

【0008】

【図1】本発明の一実施形態による識別子の構造及び記憶装置の構成を示した図である。

【図2】本発明の一実施形態による記憶装置の認証を遂行する認証装置の構成を示した図である

【図3】本発明の一実施形態による記憶装置の認証を遂行する動作の流れを示した図である。

【発明を実施するための形態】

【0009】

以下、本発明の好適な実施形態について添付図面を参照しながら詳細に説明する。図面における同様な構成要素に対しては、他の図面に表示されても、同様な参照番号及び符号を付けてあることに注意されたい。また、明瞭性及び簡潔性の観点から、本発明に関連した公知の機能や構成に関する具体的な説明が本発明の要旨を不明瞭にすると判断される場合には、その詳細な説明を省略する。

【0010】

本発明は、不揮発性(Non-volatile)記憶装置の活用性を高めることができる記憶装置の用途に従う個別的な認証方法及び装置を提案する。このために、本発明の記憶装置は、記憶装置のそれぞれの機能に対応する複数の I D で構成された I D を符号化して特定領域に含む。上記記憶装置を認証する認証装置は、記憶装置を使用するとき、I D デコーダを用いて元来の I D を復元し、使用用途に該当する I D を検証して認証を遂行する。本発明は、記憶装置が特定用途で不正に利用されて認証に失敗した場合、認証に失敗した I D に該当する用途だけを不正使用を防ぐために廃棄する。これによって該当記憶装置は他の用途で継続活用することができる。

以下、図面を参照して本発明の構成及び動作に対して詳細に説明する。

【0011】

図1は、本発明の一実施形態による識別子の構造及び記憶装置の構成を示した図である。

【0012】

図1において、記憶装置130を識別するための識別子(I D)110は、複数の個別 I D(I D_i)とチェックサム(checksum)を含む。識別子の個別 I D(I D_i)は、記憶装置の各使用用途に従う識別のために使用される。本発明の実施形態で記憶装置は、コンテンツ保存用途他にも個人情報の保存、D R Mのような文書暗号技術を利用したデータ保存、認証書情報保存などのような多様な用途で使用されることができ、本発明は、このようなそれぞれの用途によって個別的に I D を生成することができる。

【0013】

図1を参照すれば、I D エンコーダ120は、記憶装置130を識別するための識別子

10

20

30

40

50

(I D) 110 を用いて符号化された I D (Encoded ID: E I D) を生成する。

【0014】

記憶装置 130 は、E I D 131 と I D 110 の個別 I D に対応する認証書情報 (Certificate) 132 を含む。認証書情報 132 は、記憶装置を認証する認証装置が復元した I D の適合性を検証するための情報である。

【0015】

記憶装置 130 を識別するための識別子 110 は、記憶装置 130 の生成またはテスト段階で、I D エンコーダ 120 を通して符号化され、E I D 131 に変換され、このような E I D 131 は、記憶装置 130 にプログラムされる。

【0016】

以後、記憶装置 130 のレコーディングまたは再生のとき、レコーディングまたは再生を遂行するホスト装置は、上記 E I D を用いて記憶装置の認証を遂行する。

【0017】

図 2 は、本発明の一実施形態による記憶装置の認証を遂行する認証装置の構成を示した図である。

【0018】

図 2 を参照すれば、記憶装置 130 は、符号化された I D 情報を格納する E I D 131 と個別 I D を検証するための複数の認証書情報 132 を含み、映画のような映像データ 133 と個人情報 134 等のデータを格納することができる。また記憶装置 130 は、記憶装置の入出力、読み取り書き取りを制御するためのコントローラ (図示せず) をさらに含む。

コントローラは、記憶装置を認証するために、I D 認証情報が E I D に伝達されるように制御する。

【0019】

図 2 で、記憶装置 130 を認証する認証装置 (ホスト装置) 140 は、E I D デコーダ 141 と、認証処理部 (Authenticator) 142 と、コンテンツ復号化 / 再生モジュール 143 を含む。

【0020】

E I D デコーダ 141 は、記憶装置 130 から E I D を受信して元来の I D を復元する。

【0021】

認証処理部 142 は、E I D デコーダ 141 から出力された記憶装置 130 の I D を受信し、暗号学的検証を遂行して記憶装置の認証を遂行する。この場合、認証装置 140 、すなわちホスト装置は、ホスト装置が使用しようとする記憶装置の用途によって、それに対応する記憶装置の個別 I D (I D_i) 及び認証書情報 132 を用いて記憶装置 130 の適合性を判断する。

【0022】

コンテンツ復号化 / 再生モジュール 143 は、認証処理部 142 により個別 I D の適合性が判断されると、個別 I D 値を用いてコンテンツ復号化キーを生成してコンテンツを復号化してコンテンツ再生を遂行する。

【0023】

E I D デコーダ 141 は、記憶装置 130 の認証時、記憶装置 130 の E I D 領域 131 から E I D を受信し、認証処理部 142 は記憶装置から認証書情報 132 を受信する。

【0024】

記憶装置 130 の個別 I D を検証するために、認証書情報 132 を利用する公開キー基盤 (Public Key Infrastructure: P K I) を使用したが、本発明はこれは限定されない。ブロードキャストキー管理技法を使用する時には、認証書情報 132 の代わりに、各用途に従うキー管理の可能なキーの集合が提供されることができる。また P K I 方式とブロードキャストキー管理技法を混合して使用することもできる。このような場合には記憶装置 130 は、認証書情報とキー管理の可能なキーの集合の両方とも含むことができる。

10

20

30

40

50

【0025】

図3は、本発明の一実施形態による記憶装置の認証を遂行する動作の流れを示した図である。

【0026】

図3を参照すれば、記憶装置130をレコーディングあるいは再生するためのホスト装置が記憶装置130の特定コンテンツに対するアクセス要請を受信すれば、ステップ310でホスト装置に含まれた記憶装置130を認証するための認証装置140は、EIDデコーダ141を通して記憶装置130にEIDを要請し、該当要請によって記憶装置130からEIDを受信する。

【0027】

この場合、IDデコーダ141は、記憶装置130の使用用途によってEIDの中で記憶装置130の使用用途に対応する符号化された個別ID(ID_i)だけを記憶装置130から受信するように設定することができる。詳細に説明すれば、IDデコーダ141が記憶装置130にEIDを要請するとき、IDデコーダ141は、記憶装置130の使用用途に対する情報を共に伝達し、記憶装置130はこのような情報に基づいて使用用途に対応する符号化された個別IDだけをEID131から抽出し、抽出された符号化された個別IDをIDデコーダ141に伝達する。

【0028】

一方、ステップ310でIDデコーダ141は、記憶装置130の全体EIDを受信して今後段階で記憶装置130の使用用途に該当する個別IDだけを使用するように設定することができる。

【0029】

ステップ320で、EIDデコーダ141は、受信したEIDを用いて元来のIDを復元する。

【0030】

ステップ330で、認証処理部142は、復元されたIDから記憶装置の使用用途(特定コンテンツ)に対応する個別ID(ID_i)を確認する。この場合、認証処理部142は、記憶装置から個別IDに対応する認証書情報132を受信する。

【0031】

ステップ340で、認証処理部142は、認証書情報132を用いて個別ID(ID_i)の有効性を検証する。このような有効性検証には、下記のようなアルゴリズム1が使用されることができる。

[アルゴリズム1]

Hash(ID_i)=?checksum

【0032】

ステップ350で、個別IDの有効性が立証されたか判断する。仮りに個別IDが適合でないと判断されると、プロセスは終了する。一方、このような場合、ホスト装置はコンテンツの再生動作を中止し、予め設定されたライセンス検証サイト(License Authority Site)などに接続して該当記憶装置130の該当用途に対する廃棄事由を伝送して廃棄を要請することができる。

【0033】

ステップ350で、個別IDが適合であると判断されると、ステップ360に進行してコンテンツ復号化/再生モジュール143を呼び出し、個別ID(ID_i)をコンテンツ復号化/再生モジュール143に伝達する。

【0034】

次のステップ370で、コンテンツ復号化/再生モジュール143は、検証された個別IDが映像データ用として定義された場合、個別IDを用いてコンテンツ復号化キーを生成する。この場合、コンテンツ復号化キーを生成するときには、下記のようなアルゴリズム2が使用されることができる。

[アルゴリズム2]

10

20

30

40

50

Hash(ID_i, Decryption Key)=ContentsDecryptionKey)

【0035】

次のステップ380でコンテンツの復号化及び再生を遂行する。

【0036】

本発明は、記憶装置の用途によって識別子を多様に提供して識別子別に個別的に認証を遂行する。これによって記憶装置の特定用途の識別子が認証に失敗した場合、該当記憶装置を全体的に使用できなくなる代わりに、認証に失敗した特定用途の機能だけを個別的に廃棄するようにすることができる。これによって記憶装置の特定用途の機能が廃棄されても他の用途で記憶装置を継続使用することができるようにして記憶装置の活用性を高める効果がある。また本発明の記憶装置はこのような多様な識別子に対する認証手順と同じ認証装置(IDデコーダ)を用いて同じ方式で遂行することができる。

10

【0037】

上記のように本発明の一実施形態に従う記憶装置と、記憶装置の認証方法及び装置の構成及び動作がなされることができる。

【0038】

以上、本発明を具体的な実施形態を参照して詳細に説明してきたが、本発明の範囲及び趣旨を逸脱することなく様々な変更が可能であるということは、当業者には明らかであり、本発明の範囲は、上述の実施形態に限定されるべきではなく、特許請求の範囲の記載及びこれと均等なものとの範囲内で定められるべきである。

20

【符号の説明】

【0039】

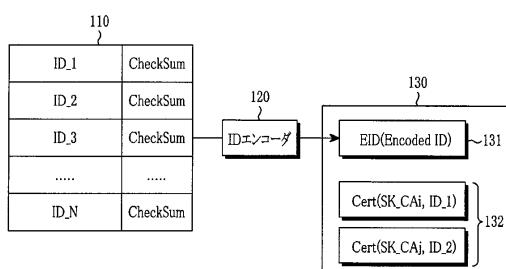
110 識別子 (ID)

120 IDエンコーダ

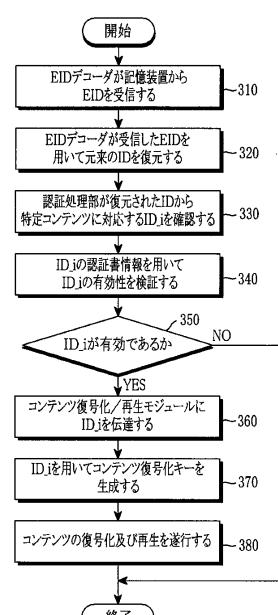
130 記憶装置

140 認証装置

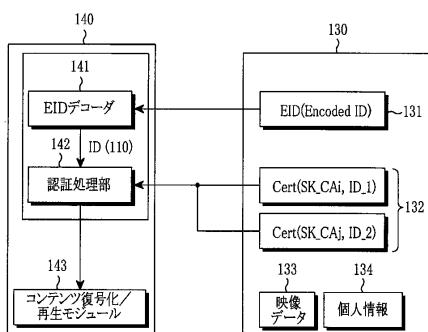
【図1】



【図3】



【図2】



フロントページの続き

(72)発明者 ピュン - レ・イ

大韓民国・ソウル・137-918・ソチョ - グ・ソチョ・1 - ドン・(番地なし)・レミアン・
ソチョ・ユニヴィル・#1115

審査官 中里 裕正

(56)参考文献 特開2009-100394 (JP, A)

国際公開第2010/035449 (WO, A1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G 06 F 21/44

H 04 L 9/32